

核医学認定薬剤師単位表

認定条件

過去 5 年間で「一般社団法人日本核医学会核医学認定薬剤師制度に関する規定」第 3 条(4)に定める講習会（当面「放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会」とする）に参加して試験に合格し、修了証の発行を受けていることに加えて、

過去 3 年間で

・【認定・更新条件単位について】の内、(放射性医薬品の取扱) から 15 単位以上 必須

計 30 単位以上を得ていること 不足分は【認定・更新条件単位について】のいずれかから補う

更新条件

過去 5 年間で「一般社団法人日本核医学会核医学認定薬剤師制度に関する規定」第 7 条(3)に定める講習会（当面「放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会」とする）に参加して試験に合格し、修了証の発行を受けていることに加えて、

過去 5 年間で

・放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会以外の学会等参加

【認定・更新条件単位について】の内、(学術集会参加および発表) から 15 単位以上 必須

・同 (放射性医薬品の取扱) から 30 単位以上 必須

計 50 単位以上を得ていること 不足分は【認定・更新条件単位について】のいずれかから補う

【認定・更新条件単位について】

以下の項目より必要単位を得ること。

(放射性医薬品の取扱)

(学術集会参加および発表)

(学術論文掲載)

【認定・更新条件単位について】

(放射性医薬品の取扱)

新規認定申請時には「製造・調製あるいは品質検査」で15単位を必須とする。更新申請時には「製造・調製、品質検査あるいは放射性医薬品管理」で30単位を必須とする。

	(新規申請) 過去3年間	(更新申請) 過去5年間
製造・調製	50件で15単位 10件追加ごとに5単位追加	80件で30単位 10件追加ごとに5単位追加
品質検査		
放射性医薬品管理		

・ここでいう放射性医薬品とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)に認めるところの放射性医薬品および医療機器を用いる院内調製放射性医薬品を指すものとする。

・要求する製造・調製等の件数について、標識操作を必要とする核医学治療用薬剤については、長時間を要し投与後の経過観察も必要であることから、1製剤の調製につき一定数の換算倍率を掛けて計算する。換算倍率については別添にて指定する。

・同一日に同一製剤で、製造・調製、品質検査あるいは医薬品管理を同時に施行した場合は合わせて1製剤とする。同一日における複数回実施の同一製剤についても合わせて1製剤とする。

【認定・更新条件単位について】

(学術集会参加および発表^{注)})

	参加による単位	加算単位		
		筆頭演者	共同演者	教育講演等受講
日本核医学会企画				
1. 日本核医学会総会	15	5	3	5 ^{注)}
2. 日本核医学会春季大会	5 or 15 ^{注)}			
3. 放射性薬品科学研究会	10	3	2	
4. 日本核医学会地方会	5	3	2	
その他				
5. 日本薬学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会ブロック大会 ^{注)}	5 or 10 ^{注)}	3	2	
6. 核医学・放射性医薬品関連国際学会 ^{注)}	10	3	2	
7. その他の認定された学術集会 ^{注)}	1-10	0	0	
8. 各種放射性医薬品取扱講習会	5	0	0	

注：

- ・放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会は含まれません。
- ・同一学会での複数の発表を行っても1回とする。
- ・同一学会での複数の教育講演に出席しても1回とする。
- ・2. については春季大会での「核医学基礎セミナー」・「PET 研修セミナー」・「放射性医薬品エキスパートセミナー (旧・PET 薬剤製造施設認証セミナー)」への参加はそれぞれ15単位とし、それ以外のセミナーへの参加はそれぞれ5単位として積算する。
- ・5. については当該学会に参加の場合5単位とし、放射性医薬品あるいは核医学に関連する指定セッションに参加の場合、5単位追加として10単位とする。
- ・6. について、核医学・放射性医薬品関連国際学会には、世界核医学会、アジアオセアニア核医学会、欧州核医学会、米国核医学会、国際放射性医薬品科学シンポジウム、日中韓放射性医薬品シンポジウムなどが含まれる。
- ・7. については別添にて公表する。

【認定・更新条件単位について】

(学術論文掲載)

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 核医学および AnnNuclMed (機関誌) (原著)	10	3
2. 核医学および AnnNuclMed (機関誌) (原著以外)	6	2
3. その他、核医学に関連した学術論文 (原著) 査読制度のある学術雑誌	6	2
4. その他、核医学に関連した学術論文 (原著以外) 査読制度のある学術雑誌	3	1
5. その他、核医学に関連した学術論文 (原著) 査読制度のない学術雑誌	3	1
6. その他、核医学に関連した学術論文 (原著以外) 査読制度のない学術雑誌	1	0

附則

- 1 必要数の放射性医薬品の取扱や管理に関与していることが第三者による証明書や、適当な記録文書等で証明出来れば（書式：業務従事証明ひな形を参照）、新規認定条件の「放射性医薬品の取扱 15 単位」の代わりと出来る（別途案内するまで当面）。
- 2 問い合わせのあるものについては適宜、日本核医学会教育・専門医審査委員会にて審議して定める。
- 3 平成 29 年 9 月 30 日制定。
- 4 平成 30 年 12 月 4 日改訂。
- 5 令和 2 年 7 月 10 日改訂、令和 3 年 4 月 12 日修正。